

ソフトウェア資産管理 評価規準

(ソフトウェア資産管理基準に基づく成熟度モデルを利用した評価規準)

Ver.3.0

平成 23 年 8 月 1 日



一般社団法人 ソフトウェア資産管理評価認定協会

「ソフトウェア資産管理 評価規準」の免責及び使用制限事項について

免責事項:

一般社団法人ソフトウェア資産管理評価認定協会は、以下の各事項について何ら保証するものではなく、「ソフトウェア資産管理 評価規準」を使用した結果について、一般社団法人ソフトウェア資産管理評価認定協会は、当該利用者およびその組織に対し、直接間接を問わず、何らの責任も負担するものではありません。

- 1) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」を使用した如何なる結果も、使用しているソフトウェアに関する著作権、著作者人格権、著作隣接権等を侵害していないこと及び著作権法その他一切の関連法規を遵守していることを保証するものではなく、また係るソフトウェアの使用許諾契約等の遵守を保証するものでもありません。
- 2) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」を使用した如何なる結果も、税法その他の関連法律の遵守を保証するものではありません。
- 3) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」の名称、内容又はその実施が、第三者の著作権・商標権・特許権・実用新案権その他知的財産権を侵害しないこと及び不正競争防止法等関連法規に抵触しないことを保証するものではありません。

使用制限:

「ソフトウェア資産管理 評価規準」については、以下の場合を除き無償で利用することができます。

- 1) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」及びその複製物の一部を組織外に配布・交付・提供・送付する場合
- 2) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」及びその複製物の一部を組織外に配布・交付・提供・送付するために複製をする場合
- 3) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」及びその複製物の全部又は一部を有償で配布・交付・提供・送付する場合
- 4) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」及びその複製物の全部又は一部を外国語に翻訳する場合
- 5) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」及びその複製物の全部又は一部を翻案又は改変する場合
- 6) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」及びその複製物の全部又は一部を出版し、又は出版物の添付品または付録として配布・交付・提供・送付する場合
- 7) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」及びその複製物の全部又は一部を組織外へ公衆送信又はアップロードする場合
- 8) 「ソフトウェア資産管理 評価規準」及びその複製物の一部を組織内で公衆送信又はアップロードする場合

はじめに

1. ソフトウェア資産管理評価認定協会（SAMAC）及びソフトウェア資産管理評価規準について

一般社団法人ソフトウェア資産管理評価認定協会（以下「SAMAC」という。）は、ソフトウェア資産管理の正しい普及促進を目的として設立された非営利型一般社団法人であり、次のような事業を行います。

- 企業や公共団体等の組織においてソフトウェア資産管理がどの程度導入されているかを評価（成熟度評価）するための事業
- ソフトウェア資産管理の体制構築を支援する事業者やコンサルタント向けのトレーニング・認定基準等の提供、認定および認定管理等の開発などの事業
- ソフトウェア資産管理の正しい普及促進のため、必要とされる各種事業

また、ソフトウェア資産管理の評価に関わる事業においては、評価で利用するためのソフトウェア資産の管理基準、評価規準の策定と運用を行います。本ソフトウェア資産管理評価規準は、その中で策定された基準であり、また、わが国で SAMAC に先駆けソフトウェア資産管理の普及促進に取り組んできた NPO 法人ソフトウェア資産管理コンソーシアムの管理基準、評価規準を引き継ぐとともに、ISO/IEC19770 もしくはそれに関連する JIS 規格に整合した基準として策定されています。

2. ソフトウェア資産管理評価規準 Ver3.0 策定に関与したメンバー

ソフトウェア資産管理評価規準 Ver3.0 は、SAMAC 基準策定ワーキンググループにより策定された。策定作業は、さらに策定チームとレビューチームの2つのチームにより実施されました。各チームのメンバーは下記のとおりです。

SAMAC 基準策定ワーキンググループ

WG リーダー	田村仁一（有限責任監査法人トーマツ）
策定チーム	薩摩貴人（有限責任あずさ監査法人）
	篠田仁太郎（株式会社クロスビート）
	手島伸行（日本マイクロソフト株式会社）
レビューチーム	小沼佳洋（有限責任監査法人トーマツ）
	島田 篤（ダイヤモンドレンタルシステム株式会社）
	松村 達也（エムオーテックス株式会社）

目次

1.	方針	ソフトウェア資産管理の方針・規程の整備……………	8
2.	体制	ソフトウェア資産管理体制の整備……………	9
3.	コン	ソフトウェア資産管理のコンピテンシーの確立維持 ……	10
4.	保有	保有ライセンスの把握、証明……………	11
5.	導入	導入ソフトウェアの把握……………	12
6.	コスト	コストの効率化……………	13
7.	セキ	情報セキュリティ要求事項の遵守……………	15
8.	運管	ソフトウェア資産管理運用管理プロセス……………	15
9.	ライ	ライフサイクルプロセスインターフェース……………	17

I. ソフトウェア資産管理 評価規準について

1. 評価規準の必要性

組織のソフトウェア資産管理を向上させるためには、現状の管理レベルを把握することが重要である。そのためには、現状の管理レベルを把握するための評価規準が必要となる。しかしながら、今までソフトウェア資産管理についての標準的な評価規準がなかったために、自組織の管理レベルを把握することが難しく、多くの責任者や管理者は下記のような疑問をもったまま、従来からのやり方で管理を継続していた。

- 現状実施しているソフトウェア資産管理は適切なのか、何か問題はないのか。
- 現状実施しているソフトウェア資産管理の管理レベルは高いのか、低いのか。
- どこまで管理すれば良いのか。
- 現状実施しているソフトウェア資産管理をどのように改善すべきか。

当評価規準は、ソフトウェア資産管理の管理レベルについて、標準的な考え方を提供するものである。従って、当該規準を利用することにより、現状を把握し組織の管理レベルを測るとともに、目標となる管理レベルの設定を容易にする。また、標準的な規準を示すことにより、ベンチマーキングの指標として有用なものとなる。

2. 成熟度モデルの考え方

当評価規準は成熟度モデルを用いている。当評価規準（成熟度モデル）では、管理状態について、レベル 0 からレベル 5 までの 6 段階の成熟度で評価する。当評価規準（成熟度モデル）における各成熟度についての基本的な考え方は下記のとおりである。

■ レベル 0: 管理が存在しない段階

管理を全く実施していない。最も評価（成熟度）が低い。

■ レベル 1: 初期/場当たりの段階

組織的ではなく、担当者等個人に依存して、管理を実施している。

■ レベル 2: 反復可能な段階

ある程度、組織的な体制があり、継続して管理を実施している。

■ レベル 3: 定義されている段階

組織全体の方針・規程、管理体制等が適切に定められており、それらの内容に重大な欠陥はない。

■ レベル 4: 管理されている段階

定められた方針・規程、管理体制等に従って管理が実施されていることをモニタリングしている。

■ レベル 5 : 最適化されている段階

ソフトウェア資産管理を取り巻く環境の変化に対応し、最適な管理を実施するため、随時及び定期的に、ソフトウェア資産管理を見直している。最も評価（成熟度）が高い。

3. ソフトウェア資産管理 成熟度モデルに基づく評価について

(1) 評価対象

当評価規準（成熟度モデル）による評価の対象は、組織全体のソフトウェア資産管理である。当成熟度モデルでは、ソフトウェア資産管理基準の 9 個の管理目標の各管理要件ごとに、成熟度のモデルを策定しており、これを評価規準として定めている。

ソフトウェア資産管理基準 管理目標

1. **方針** ソフトウェア資産管理の方針・規程の整備
2. **体制** ソフトウェア資産管理体制の整備
3. **コンピ** ソフトウェア資産管理のコンピテンシーの確立維持
4. **保有** 保有ライセンスの把握、証明
5. **導入** 導入ソフトウェアの把握
6. **コスト** コストの効率化
7. **セキュリティ** 情報セキュリティ要求事項の遵守
8. **運管** ソフトウェア資産管理運用管理プロセス
9. **ライフ** ライフサイクルプロセスインターフェース

(2) 評価方法

評価は、評価規準に従い各管理目標及び管理要件毎の状態を把握することにより実施することになるが、管理状態の把握に当たっては、ソフトウェア資産管理基準の管理要件に基づき実施すべきである。各管理要件の状態を把握した結果を取りまとめ、評価規準と照らし合せ、各管理目標及び管理要件について、どの成熟度に該当するかを評価する。

評価規準は、SAMAC でのソフトウェア資産管理の成熟度評価認定に利用することも前提に策定されているが、SAMAC の評価認定を受ける場合には、原則として本評価規準のすべての項目が適用対象となることに留意いただきたい。

なお、本評価規準は、一般的に想定される標準的な組織を対象として策定されている。従って、組織内部での利用等上記以外の目的で利用する場合、組織によって、ソフトウェア資産管理の体制等の違いからそのまま適用することが難しい場合は、評価実施者が評価規準をカスタマイズして利用することも可能である。また、そうした利用においては、評価結果は評価の目的等に応じて複数の管理目標あるいは管理要件の評価結果をまとめることも可能である。

4. 評価の実施者について

評価の実施者は、大きく2つの観点の能力が必要となる。1つは、ソフトウェア資産管理を把握・理解する能力、他の1つは、評価能力である。

まず、ソフトウェア資産管理の把握・理解する能力に関しては、ソフトウェア資産管理に精通していなければならない。当評価規準はソフトウェア資産管理基準をベースに策定されているため、ソフトウェア資産管理の実務に詳しいだけでなく、ソフトウェア資産管理基準を理解している必要もある。例えば、評価対象の組織が実施している管理作業が、ソフトウェア資産管理基準のどの管理目標、どの管理要件に当たるのかを把握できなければならない。

また、評価能力に関しては、組織の管理状況について評価する能力を備えていなければならない。評価あるいは監査の能力や経験があり、評価規準及び成熟度モデルの考え方を理解している必要がある。

評価の実施者を、内部の人あるいは外部の人にするか否かは、評価の目的や内容に応じて選定すればよい。

なお、SAMAC でのソフトウェア資産管理の成熟度評価認定を行う場合は、実施者は SAMC 認定の SAM コンサルタント会社が実施する必要がある点に留意いただきたい。

5. 評価規準の利用局面

評価規準を利用した評価の目的は、組織が自組織の管理レベルを把握したい場合、自組織の管理が適切に実施されていることを第三者に示したい場合等、様々である。また、評価の実施時だけではなく、ソフトウェア資産管理の目標レベルを設定する際にも、評価規準を指標として有効に活用することができる。下記に、評価規準を活用できる場合の例をあげる。

- SAMAC の SAM 評価認定を受ける場合
- 現在実施しているソフトウェア資産管理がどの管理レベルにあるかを把握したい場合
- 現状のソフトウェア資産管理について改善すべき点を知りたい場合
- ソフトウェア資産管理体制をこれから整備しようとする場合に現状を把握し当面の目標レベルを設定したい場合
- ソフトウェア資産管理についての改善状況を確認したい場合
- 自組織の管理が適切に実施されていることを第三者に示したい場合

6. 策定・改定履歴

ソフトウェア資産管理コンソーシアム

平成 15 年 11 月 18 日	ソフトウェア資産管理 評価規準 Ver.1.0 策定
平成 20 年 2 月 22 日	ソフトウェア資産管理 評価規準 Ver.2.0 策定

ソフトウェア資産管理評価認定協会（SAMAC）

平成 23 年 8 月 1 日	ソフトウェア資産管理 評価規準 Ver3.0 策定
-----------------	---------------------------

1. 方針 ソフトウェア資産管理の方針・規程の整備

[管理目標]

ソフトウェア資産管理の方針・規程の整備

方針 1 組織におけるソフトウェア資産管理の方針・規程・手続が明確化されており、周知されている。また、定められた方針・規程・手続は見直しされている。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: SAMに関する方針・規程・手続が、管理対象とする組織と資産の範囲も含めて、定期的に見直しされている。
レベル4 管理されている段階: SAMに関する方針・規程・手続の順守状況が定期的に見直しされ、レビューされている。
レベル3 定義されている段階: SAMに関する方針・規程・手続は、組織全体として標準化されたものとして承認され、組織全体に周知されている。すべての文書は、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 反復可能な段階: SAMに関する方針・規程・手続は文書化されているが、組織全体として標準化されたものとはなっておらず、部門や担当者によって、実施内容が異なっている場合がある。 また、定められている内容も、規格の要求事項を満たしたものとはなっていない。
レベル1 初期/場当たりの段階: SAMに関する方針・規程・手続は、文書化されているものもあるが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: SAMに関する方針・規程・手続は、定められていない。

方針 2 SAMに関するリスクアセスメントが実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: SAMに関するリスクアセスメント手順が定期的に見直しされている。
レベル4 管理されている段階: SAMに関するリスクアセスメント手順が実施され、実施内容が確認（モニタリング）されている。
レベル3 定義されている段階: SAMに関するリスクアセスメント手順が文書化され承認され、組織全体として実施され、分析され、評価されている。
レベル2 反復可能な段階: SAMに関するリスクアセスメントは実施されているが、組織全体として標準化されたものとはなっておらず、部門や担当者によって、実施内容が異なっている場合がある。
レベル1 初期/場当たりの段階: SAMに関するリスクアセスメントは、実施されているものもあるが、実施結果が組織として承認されたものではなく、またアセスメント自体も、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: SAMに関するリスクアセスメントは実施されていない。

方針3 SAMに関する方針・規程・手続に関する見直しが実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: SAMに関する方針・規程・手続に関する見直しの手順が定期的に見直しされている。
レベル4 管理されている段階: SAMに関する方針・規程・手続に関する見直しの手順が実施され、実施内容が確認（モニタリング）されている。
レベル3 定義されている段階: SAMに関する方針・規程・手続に関する見直しの手順が文書化され、承認され、組織全体に周知されている。
レベル2 反復可能な段階: SAMに関する方針・規程・手続に関する見直しの手順について文書化されているが、組織全体として統制されたものとはなっておらず、部門や担当者によって、実施内容が異なっている場合がある。
レベル1 初期/場当たりの段階: SAMに関する方針・規程・手続に関する見直しは、実施されているものもあるが、実施結果が組織として承認されたものではなく、また見直し自体も、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: SAMに関する方針・規程・手続に関する見直しは実施されていない。

2. 体制 ソフトウェア資産管理体制の整備

[管理目標]

ソフトウェア資産管理体制の整備

体制1 SAMに関する管理体制と責任が定められている。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: SAMに関する管理体制と責任を見直すための手順が定められており、実施されている。
レベル4 管理されている段階: SAMに関する管理体制と責任に変更あるいは不備があれば更新あるいは是正するための手順が定められており、実施されている。
レベル3 定義されている段階: SAMに関する管理体制と責任が承認され、組織全体に周知されている。すべての文書は、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 反復可能な段階: SAMに関する管理体制と責任は文書化されているが、組織全体として統制されたものとはなっておらず、部門や担当者によって、実施内容が異なっている場合がある。 また、定められている体制や責任も、規格の要求事項を満たしたものとはなっていない。
レベル1 初期/場当たりの段階: SAMに関する管理体制と責任は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: SAMに関する管理体制と責任は、定められていない。

3. コンピ ソフトウェア資産管理のコンピテンシーの確立維持

[管理目標]

SAMのコンピテンシー

コンピ° 1 管理者・被管理者に対するSAMの能力を定義し、それに必要な教育を実施している。

管理目標における成熟度モデル
<p>レベル5 最適化されている段階: SAMの管理者・被管理者に対する教育を改善するための仕組みがあり、実施されている。</p>
<p>レベル4 管理されている段階: SAMの管理者・被管理者に対する定められた実施内容に基づく実施結果が定期的（年1回以上）にレビューされている。</p>
<p>レベル3 定義されている段階: SAMの管理者・被管理者に対する教育体制と教育内容が承認され、組織全体に周知され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。</p>
<p>レベル2 回復可能な段階: SAMの管理者・被管理者に対する教育体制と教育内容は文書化されているが、組織全体として統制されたものとはなっておらず、部門や担当者によって、実施内容が異なっている場合がある。 また、定められている教育体制並びに教育内容も、規格の要求事項を満たしたのものとはなっていない。</p>
<p>レベル1 初期/場当たりの段階: SAMの管理者・被管理者に対する教育体制は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。</p>
<p>レベル0 管理が存在しない段階: SAMの管理者・被管理者に対する教育体制は、定められていない。</p>

コンピ° 2 SAMの監査人に対する教育体制がある。

管理目標における成熟度モデル
<p>レベル5 最適化されている段階: SAMに関する監査を改善するための仕組みがあり、実施されている。</p>
<p>レベル4 管理されている段階: SAMに関する監査の年度計画が策定され、承認され、その実施結果が定期的（年1回以上）にレビューされている。</p>
<p>レベル3 定義されている段階: SAMに関する監査体制と手順が承認され、組織全体に周知され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。</p>
<p>レベル2 回復可能な段階: SAMに関する監査体制と手順は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたのものとはなっていない。</p>
<p>レベル1 初期/場当たりの段階: SAMに関する監査体制は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。</p>
<p>レベル0 管理が存在しない段階: SAMの監査体制は、定められていない。</p>

4. **保有** 保有ライセンスの把握、証明

[管理目標]

ライセンスの保有

保有 1 ライセンスの異動情報を記録する手続が策定され実施されている。

管理目標における成熟度モデル	
レベル 5 最適化されている段階:	ライセンスの記録手続等が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階:	ライセンスの異動が適時に記録されており、その内容の妥当性がチェックされている。発見された問題は適切に是正されている。
レベル 3 定義されている段階:	ライセンスを記録する手続が承認され、組織全体に周知され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 反復可能な段階:	ライセンスを記録する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階:	ライセンスを記録する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階:	ライセンスを記録する手続がない。

保有 2 ライセンスの必要部材が適切に保管されている。

管理目標における成熟度モデル	
レベル 5 最適化されている段階:	ライセンスの必要部材を保管する手続は、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階:	ライセンスの必要部材を保管する手続が実施されており、その内容の妥当性がチェックされている。発見された問題は適切に是正されている。
レベル 3 定義されている段階:	ライセンスの必要部材を保管する手続が承認され、組織全体に周知され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 反復可能な段階:	ライセンスの必要部材を記録する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階:	ライセンスの必要部材を記録する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階:	ライセンスの必要部材を保管する手続がない。

保有 3 保有ライセンスの管理状態を検証している。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: ライセンスの管理状態を検証する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル4 管理されている段階: ライセンスの管理状態を検証する手続が実施され、手続に問題のないことが確認されている。正確性・網羅性、適時性、妥当性において発見された差異、あるいは問題に関する是正措置が実行されている。
レベル3 定義されている段階: ライセンスの管理状態を検証する手続が承認され、組織全体に周知され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 回復可能な段階: ライセンスの管理状態を検証する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものととはなっていない。
レベル1 初期/場当たりの段階: ライセンスの管理状態を検証する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: ライセンスの管理状態を検証する手続がない。

5. 導入 導入ソフトウェアの把握

[管理目標]

ソフトウェアおよびハードウェアの導入

導入 1 ハードウェア・導入ソフトウェアの異動情報を記録する手続が策定され実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: ハードウェア・ソフトウェアの異動情報を記録する手続は、必要に応じて変更・改善されている。
レベル4 管理されている段階: ハードウェア・ソフトウェアの異動情報を記録する手続が実施され、発見された問題は、適切に是正されている。
レベル3 定義されている段階: ハードウェア・ソフトウェアの異動情報を記録する手続が承認され、組織全体に周知され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 回復可能な段階: ハードウェア・ソフトウェアの異動情報を記録する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものととはなっていない。
レベル1 初期/場当たりの段階: ハードウェア・ソフトウェアの異動情報を記録する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: ハードウェア・ソフトウェアの異動情報を記録する手続がない。

導入 2 ハードウェア・ソフトウェアの管理状態を検証している。

管理目標における成熟度モデル	
レベル5 最適化されている段階:	ハードウェア・ソフトウェアの管理状態を検証する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル4 管理されている段階:	ハードウェア・ソフトウェアの管理状態を検証する手続が実施され、手続に問題のないことが確認されている。正確性・網羅性・適時性、妥当性において発見された差異、あるいは問題に関する是正措置が実行されている。
レベル3 定義されている段階:	ハードウェア・ソフトウェアの管理状態を検証する手続が承認され、組織全体に周知され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 回復可能な段階:	ハードウェア・ソフトウェアの管理状態を検証する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル1 初期/場当たりの段階:	ハードウェア・ソフトウェアの管理状態を検証する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階:	ハードウェア・ソフトウェアの管理状態を検証する手続がない。

6. コスト コストの効率化

[管理目標]

SAMの効率化

コスト 1 調達計画が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル	
レベル5 最適化されている段階:	ソフトウェア及び関連資産並びにそれに関連するサービスを調達するための計画を策定する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル4 管理されている段階:	ソフトウェア及び関連資産並びにそれに関連するサービスを調達するための計画を策定する手続が実施され、手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル3 定義されている段階:	ソフトウェア及び関連資産並びにそれに関連するサービスを調達するための計画を策定するための手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 回復可能な段階:	ソフトウェア及び関連資産並びにそれに関連するサービスを調達するための計画を策定する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル1 初期/場当たりの段階:	ソフトウェア及び関連資産並びにそれに関連するサービスを調達するための計画を策定するための文書は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階:	ソフトウェア及び関連資産並びにそれに関連するサービスを調達するための計画を策定する手続がない。

3.2 ソフトウェア及び関連資産の標準化を検討するための手続が策定され実施される。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: ソフトウェア及び関連資産の標準化を検討する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル4 管理されている段階: ソフトウェア及び関連資産の標準化を検討する手続が実施され、手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル3 定義されている段階: ソフトウェア及び関連資産の標準化を検討するための手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 回復可能な段階: ソフトウェア及び関連資産の標準化を検討する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル1 初期/場当たり的な段階: ソフトウェア及び関連資産の標準化に関する文書は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: ソフトウェア及び関連資産（※アーキテクチャを含む）に関する標準化が検討されていない。

3.3 SAMプロセスの効率性、正確性の向上等を考慮した最適化を図るための手続が策定され、実施される。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: SAMプロセスの効率性、正確性の向上等を考慮した最適化を図るための手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル4 管理されている段階: SAMプロセスの効率性、正確性の向上等を考慮した最適化を図るための手続が実施され、手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル3 定義されている段階: SAMプロセスの効率性、正確性の向上等を考慮した最適化を図るための手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 回復可能な段階: SAMプロセスの効率性、正確性の向上等を考慮した最適化を図るための手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル1 初期/場当たり的な段階: SAMプロセスの効率性、正確性の向上等を考慮した最適化を図るための文書は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: SAMプロセスの効率性、正確性の向上等を考慮した最適化が検討されていない。

7. **セキ** 情報セキュリティ要求事項の遵守

[管理目標]

SAM のセキュリティ

セキ 1 ソフトウェア及び関連資産に関するセキュリティ要求事項が順守されている。

管理目標における成熟度モデル	
レベル 5 最適化されている段階:	ソフトウェア及び関連資産に関するセキュリティ要求事項を順守するため手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階:	ソフトウェア及び関連資産に関するセキュリティ要求事項を順守するため手続が実施され、手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階:	ソフトウェア及び関連資産に関するセキュリティ要求事項を順守するため手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 回復可能な段階:	ソフトウェア及び関連資産に関するセキュリティ要求事項を順守するため手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階:	ソフトウェア及び関連資産に関するセキュリティ要求事項を順守するため手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階:	ソフトウェア及び関連資産に関するセキュリティ要求事項を順守する手続がない。

8. **運用** ソフトウェア資産管理運用管理プロセス

[管理目標]

運用管理プロセス

運用 1 SAM に関連する関係及び契約管理に関する手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル	
レベル 5 最適化されている段階:	SAM の関係及び契約管理に関する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階:	SAM の関係及び契約管理に関する手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階:	SAM の関係及び契約管理に関する手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 回復可能な段階:	SAM の関係及び契約管理に関する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階:	SAM の関係及び契約管理に関する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階:	SAM の関係及び契約管理に関する手続がない。

運用 2 SAM の予算実績管理、投資額の適時の把握など、財務管理に関する手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル 5 最適化されている段階: SAM の財務管理に関する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階: SAM の財務管理に関する手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階: SAM の財務管理に関する手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 回復可能な段階: SAM の財務管理に関する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階: SAM の財務管理に関する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階: SAM の財務管理に関する手続がない。

運用 3 SAM に関するサービスレベル管理の手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル 5 最適化されている段階: SAM のサービスレベル管理に関する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階: SAM のサービスレベル管理に関する手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階: SAM のサービスレベル管理に関する手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 回復可能な段階: SAM のサービスレベル管理に関する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階: SAM のサービスレベル管理に関する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階: SAM のサービスレベル管理に関する手続がない。

運用 4 SAM の対象資産・文書等に関するアクセス制御策の手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル 5 最適化されている段階: SAM のアクセス制御策に関する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階: SAM のアクセス制御策に関する手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階: SAM のアクセス制御策に関する手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 回復可能な段階: SAM のアクセス制御策に関する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階: SAM のアクセス制御策に関する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階: SAM のアクセス制御策に関する手続がない。

9. ライ ライフサイクルプロセスインターフェース

[管理目標]

ライフサイクルプロセスインターフェース

ライ 1 SAM に関するすべての変更管理の手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル 5 最適化されている段階: SAM の変更管理に関する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階: SAM の変更管理に関する手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階: SAM の変更管理に関する手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 反復可能な段階: SAM の変更管理に関する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階: SAM の変更管理に関する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階: SAM の変更管理に関する手続がない。

ライ 2 SAM に関するすべての取得情報を管理するための手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル 5 最適化されている段階: SAM の取得情報の管理に関する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階: SAM の取得情報の管理に関する手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階: SAM の取得情報の管理に関する手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 反復可能な段階: SAM の取得情報の管理に関する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階: SAM の取得情報の管理に関する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階: SAM の取得情報の管理に関する手続がない。

ライ 3 ソフトウェアの開発に関する手順が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: ソフトウェアの開発に関する手順が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル4 管理されている段階: ソフトウェアの開発に関する手順に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル3 定義されている段階: ソフトウェアの開発に関する手順が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 回復可能な段階: ソフトウェアの開発に関する手順は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル1 初期/場当たりの段階: ソフトウェアの開発に関する手順は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: ソフトウェアの開発に関する手順がない。

ライ 4 SAMの対象資産のリリースに関する手順が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル5 最適化されている段階: SAMの対象資産のリリースに関する手順が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル4 管理されている段階: SAMの対象資産のリリースに関する手順に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル3 定義されている段階: SAMの対象資産のリリースに関する手順が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル2 回復可能な段階: SAMの対象資産のリリースに関する手順は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル1 初期/場当たりの段階: SAMの対象資産のリリースに関する手順は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル0 管理が存在しない段階: SAMの対象資産のリリースに関する手順がない。

ライ 5 SAM の対象資産の展開に関する手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル	
レベル 5 最適化されている段階:	SAM の対象資産の展開に関する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階:	SAM の対象資産の展開に関する手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階:	SAM の対象資産の展開に関する手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 回復可能な段階:	SAM の対象資産の展開に関する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階:	SAM の対象資産の展開に関する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階:	SAM の対象資産の展開に関する手続がない。

ライ 6 SAM に関するすべてのインシデントを管理するための手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル	
レベル 5 最適化されている段階:	SAM のインシデントの管理に関する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階:	SAM のインシデントの管理に関する手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階:	SAM のインシデントの管理に関する手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 回復可能な段階:	SAM のインシデントの管理に関する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたもとはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階:	SAM のインシデントの管理に関する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階:	SAM のインシデントの管理に関する手続がない。

ライ 7 SAM に関する問題管理のための手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル 5 最適化されている段階: SAM の問題管理に関する手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階: SAM の問題管理に関する手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階: SAM の問題管理に関する手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 回復可能な段階: SAM の問題管理に関する手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階: SAM の問題管理に関する手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階: SAM の問題管理に関する手続がない。

ライ 8 SAM の対象資産に関する廃棄・返却の手続が策定され、実施されている。

管理目標における成熟度モデル
レベル 5 最適化されている段階: SAM の廃棄・返却手続が、必要に応じて変更・改善されている。
レベル 4 管理されている段階: SAM の廃棄・返却手続に問題のないことが確認され、問題が発見された場合には是正措置が実行されている。
レベル 3 定義されている段階: SAM の廃棄・返却手続が承認され、規格の要求事項を満たしており、重大な欠陥はない。
レベル 2 回復可能な段階: SAM の廃棄・返却手続は文書化されているが、規格の要求事項を満たしたものはなっていない。
レベル 1 初期/場当たりの段階: SAM の廃棄・返却手続は存在しているが、組織として承認されたものではなく、担当者や管理部門の自発的な行為に依存している。継続的に実施される可能性が低い。
レベル 0 管理が存在しない段階: SAM の廃棄・返却手続がない。